

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

所属名

職氏名

申 立 書

【申立内容】

【記入例 所得に関する申立】

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

所属名 岡山県立岡岡高等学校

職氏名 教諭 福利 福子

申 立 書

【申立内容】

このたび、私は、児童手当に係る現況届出を行いました。配偶者所得の方が私の所得より高くなっています。

しかし、私は現在育休中であり、育休から復帰した後は、恒常的に私の所得が多くなります。

また、児童に係る扶養と健康保険は私が持っています。

請求者所得が配偶者所得より低い（所得差が配偶者所得の1割以上）の場合、請求者の請求は却下されます。ただし、次の条件をどちらも満たす場合は、請求者側で児童手当を受給することが可能です。

【条件①】現在の状況（育休により一時的に収入が低い等）が解消される見込みがあり、
解消された後は、配偶者所得より恒常的に所得が多くなること。

【条件②】請求者が児童に係る扶養手当又は健康保険いずれか一つ以上持っていること。